

秋田県保有分析資料貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県の訪日誘客に係る業務を受託する事業者または秋田県が実施する訪日誘客に係る企画提案競技に参加しようとする事業者に対し、秋田県のターゲット市場や課題などを理解するための補足資料として、秋田県が保有する分析資料（以下「資料」という。）を貸し出すための手続き等を定めるもの。

(貸出資料)

第2条 秋田県は次の資料を貸出対象とする。なお、これらの資料は、秋田県の秘密情報を含むため、一般公開は行わない。

- (1) インバウンドターゲットニング事業 実績報告書
- (2) 外国語版観光サイト設計事業 実績報告書

(資料貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、秋田県の訪日誘客に係る業務を受託する事業者または秋田県が実施する訪日誘客に係る企画提案競技に参加しようとする事業者で第4条に定める手続きにより誓約書を提出した事業者とする。

(秘密保持誓約書、秘密情報廃棄証明書)

第4条 貸出対象者は、資料の貸出しを受けようとするときは、あらかじめ、秘密保持誓約書（様式第1号）により、貸出しを受けた資料の活用を中止または終了しようとするときは、秘密情報廃棄証明書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(資料の引渡方法)

第5条 秋田県は貸出対象者から第4条に定める秘密保持誓約書（様式第1号）の提出を受け、資料を貸し出すことが適当であると認めたときは、資料を提供する。なお、当該資料の提供をもって秋田県は貸出しについて承認したものとみなす。

(資料の管理・廃棄)

第6条 貸出対象者は、資料を秋田県が委託する事業または委託しようとする事業の範囲外の目的に使用してはならない。

2 貸出対象者が企画提案競技に参加するために秘密保持誓約書（様式第1号）を提出した場合で、企画提案競技への参加を辞退した場合、または優先交渉権者とならなかった場合は、速やかに資料（複製物を含む）を自社責任において返却、又は確実な方法で破棄・消去し、秘密情報廃棄証明書（様式第2号）を秋田県へ提出すること。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和8年3月2日から施行する。